

(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	443単位
(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき	850単位
(二) 当該施設が主たる施設であるとき	667単位
(三) 当該施設が単独施設であるとき	667単位
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	606単位
(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合	544単位
(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合	527単位
(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	509単位
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	491単位
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	473単位
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	454単位
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	452単位
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	451単位
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	449単位
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	447単位
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	445単位
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	441単位
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	438単位
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	435単位
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	432単位
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	429単位
(21) 入所定員が191人以上の場合	309単位
□ 指定第一種自閉症児施設の場合	
八 指定第二種自閉症児施設の場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	662単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	635単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	609単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	582単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	555単位
注1 指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号。以下「指定施設基準」という。第1条第2号に規定する指定知的障害児施設をいい、指定第一種自閉症児施設（同条第3号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。）及び指定第二種自閉症児施設（同条第4号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援（知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この第1において同じ。）を行った場合に、入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
2 指定施設基準に定める員数に加え、児童指導員（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。））に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 指定知的障害児施設の場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	
(一) 当該施設に併設する施設があるとき	172単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	57単位

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 当該施設に併設する施設があるとき	86単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	57単位
□ 指定第二種自閉症児施設で入所定員が30人以下の場合	57単位
3 指定施設基準に定める員数の従業者に加え、職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 指定知的障害児施設の場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	
(一) 当該施設に併設する施設があるとき	148単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(一) 当該施設に併設する施設があるとき	73単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	49単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	39単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
(15) 入所定員が141人以上150人以下の場合	9単位
(16) 入所定員が151人以上160人以下の場合	9単位
(17) 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
(18) 入所定員が171人以上180人以下の場合	8単位
(19) 入所定員が181人以上190人以下の場合	8単位
(20) 入所定員が191人以上の場合	8単位
□ 指定第二種自閉症児施設の場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	49単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	39単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(7) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(8) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
(9) 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位
(10) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
(11) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
(12) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
(13) 入所定員が141人以上150人以下の場合	9単位